

令和3年5月
丸亀市農業委員会通常総会
議事録

令和3年5月20日開会

丸亀市農業委員会

令和3年 5月 丸亀市農業委員会通常総会 議事録

開催日時 令和3年5月20日(木) 午前9時～午前9時47分

開催場所 丸亀市役所 本館2階201・202会議室

出席委員 14人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 5. 横井 英明 | 10. 松岡 正雄 | 15. 大林 孝行 |
| 2. 宮武 雅毅 | 7. 大口 年昭 | 11. 松岡 繁 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 高吉 和博 | 13. 谷本 公紀 | |
| 4. 石井 廣喜 | 9. 久米 彰義 | 14. 登倉 賢仁 | |

欠席委員 2人

農業委員 2人

- | |
|----------|
| 6. 葛原 忠嗣 |
| 12. 平池 收 |

※農地利用最適化推進委員は召集していません。

農業委員会事務局出席者

事務局長	小西 裕幸
事務局次長	大西 良明
主 査	岩崎 正英
副主幹	造田 忠彦
副主幹	江淵 貴彦
主 任	中山 弘美
副主任	山根 大雅

議事日程

議案

議案第1号 令和2年度事業報告について

議案第2号 令和3年度事業計画（案）について

議案第3号 別段面積（下限面積）について

報告事項

報告第1号 令和3年度丸亀市農業委員会予算について

令和3年5月丸亀市農業委員会通常総会議事録 午前9時 開会

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。おはようございます。本日は令和3年度農業委員会通常総会ということで、朝早くから参集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席委員は、委員16名中、出席者14名です。したがって、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定によりまして、在任委員の過半数に達しておりますので、本日の会議は成立していることを報告いたします。それでは、令和3年度丸亀市農業委員会通常総会を開会いたします。最初に開会にあたりまして、松岡会長からごあいさつを申し上げます。お願いします。

●会長（松岡繁君） 皆さん、改めましておはようございます。これから明日にかけてたくさんの雨が降るそうです。気象庁の発表によりますと、統計をとり始めて、いちばん早い梅雨入りになったそうです。委員の皆様には、何かとお忙しい中、お越しいただきまして、本当にありがとうございます。また本日は、松永市長、山地部長、横井課長にはお忙しい中、ご臨席をいただきました。どうもありがとうございます。なお、松永市長には、この度、初当選ということで、誠におめでとうございませう。市政の運営にあたりましては、食糧・農業・農村の大切さ、これを今一度見直していただきまして、今まで以上に、農業が力強くなるように、ぜひご尽力をいただければと思っています。さて、今の農村社会に目を向けますと、人口減少社会の中で、農業従事者の急速な高齢化・減少が進みまして、本当にこの後継者不在もあわせて危機的な状況にあると思っています。高齢者のリタイアによって、離農が進み、耕作放棄地の急激な発生ばかりでなくて、優良農地やため池、水路、そういうことも含めて、管理が難しくなってくるのではないかと危惧しています。このような現状を踏まえまして、今こそ地域の将来像を描く「実質的な人・農地プラン」の作成が急がれる、そういう時期だと思っています。市長部局におかれましては、私たち委員が苦勞して調査をして参りました農家の意向調査、これを早く地図化していただいて、コロナウイルスが収束した時には、早急に地域で、また集落で、座談会などで、農家の皆さんと協議をしながら、地域に根差したプランづくりにかかられるような体制を、ぜひ早急に作っていただきたいと思っています。私たち委員は地域農業が持続的に発展するために、地域に根差したプラン作成に委員一丸となって協力して参る所存です。開会にあたりまして、市長部局へのお願いと農業委員会としての決意を述べさせていただきます。本日はどうもありがとうございます。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続きまして、公務ご多忙の中、ご臨席を賜りましたご来賓に一言ご挨拶を賜りたいと存じます。丸亀市長 松永恭二様、よろしくお願ひいたします。

●市長（松永恭二君） どうも皆さん、おはようございます。まずは令和3年度の丸亀市農業委員会の通常

総会の開催、誠にありがとうございます。私はこの4月に丸亀市長となりました、まだ新米の松永恭二です。私自身も、5年前、議長になった時に、田んぼをするのを休んだのですけれども、それまでは3反6畝の水田をずっと作っていました。先祖に対して、これで今ちょうど5年目、水田を休んでいるのを、何か申し訳ないような気持ちでいるのが現状です。第一次産業の農業がどんなに大事かということをつくづく感じています。また、農業委員の皆様、農地利用最適化推進委員の皆様におかれましては、常日頃から農地の有効な利用を図るために、パトロールや相談など、多大なご苦勞とご配慮をいただいていますことに、まず厚く御礼を申し上げます。この日本におきまして、食料自給率というのが37%と聞いていますけれども、これではいけないと思います。先進国と言われているところで、そんな食糧自給率の国なんかは、とんでもないというふうに、ずっと考えています。私も水田を作りながら、そういうことを考えていました。このことを解消するといえますか、自給率を上げるということは、大事だと思っています。このようなことから、農業や農地管理の重要性を再度見直して、食糧が自給でき、そしてまた、もう一つの観点からは、災害から国土を保全できる体制づくりというのを進めることが大切であると考えています。今日、日本の農業の置かれた現状というのは、農業者の高齢化、そして後継者不足、そして遊休農地の増加など、農業の基盤の脆弱化が問題となっています。この現状を打破するために、認定農業者制度が創設され、新しい農業形態として、農業経営の法人化などが進められてきました。また、農地の集約化による有効利用を図るため、農地中間管理機構など、農地の貸し借りの流動化を促す機関も創設されました。しかしながら、国の方策として、大規模な農業経営による効率的な農業形態を支援する制度へと変わってきています。そういった中で、香川県、この丸亀市のような小規模経営の零細農家が多い地域にとっては、大変な状況であるということに変わりはありません。私は、市を代表する者として、地域に合った農業経営の支援や、農業の活性化と、多面的機能を持つ農地の有効利用など、とても大切なものであると考えています。本市の農業振興に積極的に取り組んで参る所存です。松岡会長を筆頭に、各委員の皆様、これからも一段となりまして、丸亀市の農地行政の推進、また、地域農業の代表者として、持続可能な農業を目指し、精力的に取り組まれていきますよう、心からお願いを申し上げたいと思います。終わりに、農業委員会の今後、ますますのご発展と委員の皆様のご活躍、ご健康、ご多幸を心からお祈り申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。第一次産業の農業、本当に丸亀として、いい形を目指していこうと思っていますので、皆様方にもこれからもご指導をいただきたいというふうに考えています。どうぞよろしく申し上げます。おめでとうございます。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続きまして、丸亀市産業文化部からご出席いただいている方々をご紹介します。産業文化部長 山地幸夫様です。

●産業文化部長（山地幸夫君） 皆さん、おはようございます。産業文化部の山地です。皆様方には農地パ

トロール等を通じまして、丸亀の農業を守っていただいているとされていて、感謝申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。続いて、産業文化部農林水産課課長 横井隆浩様です。

●農林水産課長（横井隆浩君） おはようございます。農林水産課の横井です。本日は通常総会の開催、誠にありがとうございます。丸亀市の農林水産課それから農業委員会は連携いたしまして、本市の農業の推進を図って参りますので、今後ともよろしく願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） ありがとうございます。以上で来賓の方々のご紹介を終了いたします。ここでご出席いただきましたご来賓の方々におかれましては、他の公務のため退席されます。ご了承を賜りたいと存じます。お忙しいところ、誠にありがとうございました。

それでは、会議用の配置に変更いたしますので、少々お待ちください。

それでは、4番の議事に移ります。議長につきましては、農業委員会総会会議規則第6条によりまして、会長が議長となります。議事を整理することとなっていますので、会長に議長をお願いいたします。お願いします。

●会長（松岡繁君） ただ今、事務局から説明がございましたように、総会会議規則によりまして、本日の議事運営につきましては、会長が当たるということですので、これより議事運営につきましては、私が進めていきたいと思っております。なおコロナウイルス感染症拡大防止のために、説明につきましては、簡潔に申し上げたい、そして、できるだけ議事の短縮に努めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。それでは総会次第の議事日程に従いまして、議事を進めてまいりたいと思っております。

まず、議事日程第1「議事録署名委員の選任」についてですが、私が指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ありがとうございます。7番の大口委員と8番の高吉委員に議事録署名委員をお願いいたします。

それでは、議事日程第2「議案審議」に入ります。まず、議案第1号「令和2年度事業報告について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。通常総会議案書1ページをご覧ください。座って説明いたします。議案第1号「令和2年度事業報告」について報告いたします。2ページから7ページまで、ポイントを絞って説明いたします。まず2ページ上段の（1）農業委員会の構成に関することです。①委員につきましては、農業関係者による委員が15名、利害関係のない委員1名の16名となっています。農地利用最適化推進委

員につきましては、農業者等からの推薦が30名となっています。③役員につきましては、会長1名、副会長2名となっています。

続きまして、(2)農地に関することをご覧ください。まず、①の「総会議案審議・報告」です。定例総会を毎月1回、年12回行い、76議案をご審議いただき、27件の報告をいたしました。これからは、議案の集計で、主なものを報告いたします。まず、ア農地法第3条1項許可申請は、農地の売買等の権利移動・設定によるものです。令和2年度は、件数にして72件、140筆、面積は91,860㎡でした。前年と比較して、面積が1割強増加しています。次に、イ農地法第4条第1項許可申請は、いわゆる自己転用で、件数27件、筆数37筆、面積14,975㎡で、前年と比較して、面積が3割減となっています。その面積のうち、51%が住宅目的、28%が商業用となっています。続きまして、ウ農地法5条許可申請は、所有権や使用貸借権などの権利移動を伴う転用です。件数199件、筆数403筆、面積219,259㎡で、前年度と比べて、件数で4割、面積でも4割増となっています。面積で60%が住宅用、31%が商業用となっています。次に、エ許可後の事業計画変更許可申請は、24件、94筆、63,073㎡です。オ非農地証明願は、11件、14筆、5,912㎡で、前年と比べて、面積は3分の1に減っています。次に、カ農用地利用集積計画関係ですが、これは利用権の設定に関する項目です。650件、1,616筆、面積1,549,859㎡です。前年より、126件、面積30ヘクタールほど減っています。キ農用地利用配分計画は、農地機構が、受け手農家に貸し付ける際、配分する計画を農業委員会に意見聴取するものです。カの集積計画の案件のうち、農地機構を利用する案件が配分計画に載ることになりますが、令和2年1月から集積計画と配分計画が一つになり、期間の途中での借り手の変更のみ反映されますので、配分計画の数値が減っています。ク農地法第18条第1項許可申請は、賃貸借の合意解約に応じない場合、一方側から県知事許可を受けて解約の申し入れをするもので、実績はありませんでした。ケとコの競売買受適格証明願は、裁判所等の競売物件となった農地の入札参加者の資格を、農地法に照らして、耕作・転用目的ごとに証明するものです。該当がありませんでした。サ農地改良届は、隣接農地と一体利用するための造成で、2件の申請がありました。シ農地法18条第6項通知は、農地の賃貸借に係る合意解約の項目です。昨年度より件数で1.4倍、面積で2倍となっています。農地法第3条の3第1項届出は、農地を相続等により取得した場合にその旨の届出が農業委員会に提出されたものです。続きまして、②諸証明、届出関係です。ア工事完了証明は、転用許可後に事業者からの証明願に基づきまして、申請内容に沿って工事ができているかどうか現地確認を行い、証明するものです。この証明により、農地からの地目変更登記が可能となります。108件ありました。3ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による利用権の設定・移転は、基盤法の利用権設定等促進事業の中で、農用地利用集積計画を決定したものの内訳です。使用貸借が8割を超えています。続きまして、④農地利用状況

調査です。農地利用状況調査、荒廃農地調査を5月から7月にかけて行っていただきました。その結果、荒廃農地の面積は、再生可能な農地が27.4ヘクタール、再生が難しい農地が415.0ヘクタールの合計442.4ヘクタールとなりまして、新規増加が1.9ヘクタール、解消が6.6ヘクタールでした。遊休農地29筆については、農地法第32条の規定に基づき利用意向調査を行っていただき、農地機構利用希望3件は機構に繋ぎ、自分で耕作する等の回答をいただいた方は、委員の方等に継続して、現地確認、指導をいただいています。オ雑草苦情等、遊休農地の指導等については、文書等による指導件数は、102件、195筆、136,721㎡でした。件数は前年の5%減となっています。

(3)の農政に関することです。3から4ページにかけてです。まず、①総会等開催状況につきましては、総会・役員会をはじめ、毎月の定例農業委員会総会、農家相談会、また事業計画の中で実施した農政活動等について、月別に取りまとめたものです。コロナウイルス感染拡大防止の観点から、総会が書面決議に変更になったものや、研修などで中止になったものがあります。また、昨年7月に、現在の新農業委員、農地利用最適化推進委員が決まり、新しい体制で農業委員会活動を開始しています。②通常総会の議案審議・報告事項についてです。昨年5月20日の通常総会では、令和元年度事業報告、令和2年度事業計画案及び別段面積（下限面積）の設定等についてご審議いただきました。次に③で定例総会議案審議・主な報告事項についてです。定例総会は、毎月1回、年12回開催し、記載の議案等について、ご審議・ご報告いたしました。ただし、コロナウイルス感染拡大防止の観点から、農業委員は定例総会、推進委員は連絡会という形で開催いたしまして、情報の共有や課題の検討を図りました。ただし、令和2年の4月から6月と、令和3年の1月・2月については、コロナウイルスの関係で、推進委員連絡会は中止いたしました。次に④要望・建議活動、委員会活動の周知についてです。「国への農業政策等の要請」です。これは農業委員会が、農業者・農業の公的代表機関であることから、全国農業委員会系統組織とともに、要請決議をし、国会へ陳情する農政活動の一環で行うものです。これまでは、毎年5月末頃に「全国農業委員会会長大会」を、11月末ごろに「全国農業委員会会長代表者集会」が開催され、参加していましたが、令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、どちらも中止となっています。次に、「行政庁へ農業政策に関する意見書を提出」については、これは農業者の意見や要望等を県知事、市長等の行政庁へ意見書を提出し、農業施策や来年度の予算への反映を要望するものです。(1)令和3年度農地等利用最適化推進施策等に関する改善意見につきましては、昨年7月17日に担い手への農地利用集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入等の支援など、大切な3項目について意見・要望を提出しています。(2)丸亀市の農業政策に関しましては、昨年10月20日、市長、市議会議長に、県知事と同様に意見書の提出をいたしまして、本年4月総会で回答を報告いただきました。次に、「農業委員会だより」の発行につきましては、第17号を1月に約5,000部を送付いたしま

した。掲載内容は、新農業委員・推進委員の紹介、市長・議長への改善意見書の提出、農地の適正管理についてなどです。⑤実質的な「人・農地プラン」の作成に向けた「農地利用の意向に関するアンケート調査」の実施結果については、最終結果といたしまして、3,930件のうち3,438件の回答がありまして、回答率は87.4%でした。⑥「委員研修・講演会等への参加」の枠内をご覧ください。記載の各種委員研修会・講習会に参加いたしました。令和2年12月14日に、中讃地域水田農業を考える会がありました。令和2年度の「委員県外視察研修」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止といたしました。次に、⑦全国農業新聞の普及推進活動につきましては、新規購読者確保に努めていただいて、3月末で112部となっています。最後に、⑧農業者年金業務及び加入推進活動です。委員には、年金制度の周知・加入促進に努めていただいており、内容につきましては記載の通りです。以上、議案第1号「令和2年度事業報告」について、ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第1号の説明が終わりました。ただ今の説明に対し、ご質問等はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） それでは発言もないようですので、議案第1号は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長（松岡繁君） 異議なしと認め、議案第1号は原案の通り承認することに決定いたしました。

続きまして議案第2号「令和3年度事業計画（案）について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。それでは、議第2号議案「令和3年度事業計画（案）について」説明いたします。議案書の9ページをお開きください。最初に、1. 令和3年度事業方針についてです。こちらの方、要約いたしますと、現在は、コロナウイルスの世界的な蔓延によりまして、国民生活の不安定化に関連して、農産物価格の低迷や食糧流通の不透明化による不安に襲われています。食糧自給率を高め、他国に依存しない農業政策への転換は急務となっています。また、高齢化や後継者不足によりまして、農業従事者が減少し、農業生産基盤が脆弱化しております。国が進めます「農業の成長産業化」、「攻めの農業」は香川県のような経営規模の小さな農業では恩恵は限られていまして、農業法人や認定農業者による大規模経営によるコスト縮減と効率化を進める一方、多面的機能を有する農地や農業施設の維持管理に多くの農家が必要であり、零細農家の支援も必要と考えられます。このような難しい状況ではありますが、農業委員会といたしまして、農地法に基づく業務を適切に行い、遊休農地の発生防止や解消に努め、農地機構など関係機関と連携して、農地の集積・集約化を進め、新規就農者を支援し、農地利用の最適化に努めます。また、「人・

農地プラン」の計画作成の話し合いに積極的に取り組みますという内容となっています。続きまして、10ページをご覧ください。2. 事業内容について説明いたします。(1) 各会議の開催等につきましては、毎月定例会、5月に通常総会を開催いたします。役員会は、通常総会等の開催前に行います。(2) 農地関係事業につきまして、説明いたします。①農地法関係申請等処理業務についてです。ア農地法第3条の申請につきましては、審査基準等に基づき、適正な審査を行います。イ農地法第4条及び第5条の審査につきましては、こちらも適正な審査のうえ、県へ進達いたします。ウ農地法第18条第6項の通知は、適正に台帳等の整備・管理を行います。エ非農地証明等の諸証明及び農地法に基づく届出等につきましては、適正・迅速に処理いたします。②農地中間管理法関係業務についてです。農地中間管理事業の適正な処理を農林水産課及び農地集積専門員と協力して行います。③農地の利用関係調整業務についてです。ア農地移動適正化あっせん基準に基づいて、農用地の売買・賃貸借等のあっせんを行います。イ利用権設定につきましては、市の基本構想に沿って、農用地利用集積計画を決定します。ウ農地中間管理事業に関する配分計画を審議いたします。エ農地の利用関係を巡る紛争については、和解仲介を行います。④農地の集積その他農地等の効率的な利用促進に関する業務についてです。ア「人・農地プラン」において、経営規模拡大等の意欲・能力がある農業経営体に対し、農地の集積、有効利用に向けた取り組みを行います。新規就農者を支援します。⑤無断転用防止の啓発です。無断転用対策として、農地パトロールや、違反転用に係る啓発・広報活動を行います。(3)の農政関係事業です。①農地利用最適化に関する意見の提出、要望活動等の実施についてです。ア農地等の利用の最適化の推進に関する意見書を関係行政機関に提出いたします。イ全国農業委員会会長大会も含め、農業政策についての要請活動に参加いたします。ウ定例農家相談会を毎月開催いたします。②各農政施策・制度等の検討・協議についてです。農業に関する国・県・市の施策・計画、事業等の周知を行い、農業諸問題を検討・協議いたします。③農業者、土地改良組織等との座談会、意見交換会の実施についてです。農業・農村の実態把握と「人・農地プラン」の作成の必要性について、各地区で工夫した座談会等を行います。④食と農に関する広報活動の実施についてです。食を支える農業・農村の大切さを国民全体で共有できるよう広報活動を行います。⑤業務の適正執行の徹底と情報公開の推進についてです。会議等における、議事録の作成・公表等、透明性の向上、公平性・公正性の確保に努めます。委員自らの活動目標を設定し、実践します。農業委員会として、計画の策定及び活動の強化を図ります。農地に関する情報を広く一般市民にも周知するため、市ホームページ等による情報発信を行います。⑥農地基本台帳の整備充実についてです。農地基本台帳の充実を図りまして、農地情報公開システムの有効利用を図ります。⑦農業委員研修への参加についてです。県・農業会議等の農業委員研修への参加及び先進地視察を実施して参ります。⑧全国農業新聞の普及推進についてです。全国農業新聞の新規の購読推進を進めます。12ページをご覧ください。⑨農業者年

金加入推進についてです。農業者年金制度の周知及び加入促進に努めます。次に、3. 重点対策事業についてです。ここでは、「農地利用の最適化の推進」を重点事業としています。①調査・指導活動の実施についてです。農地パトロール（農地利用状況調査）により現況把握をいたしまして、再生利用可能農地には利用意向調査を実施します。自作をしない場合は、農地中間管理事業等の活用に繋がります。周囲に及ぼす影響の大きい遊休農地、解消の可能性が高い農地から優先的に取り組みます。農業委員、農地利用最適化推進委員各自の対象目標を明確に定め、その達成に向けて取り組むことといたします。それから、②知識や情報の習得についてです。農業委員の業務、農地法などの知識を深めてもらうため、学習会等を開催いたします。③香川県農地機構との連携についてです。農業振興地域以外も、農地機構の事業対象となったことを踏まえ、さらに利用の推進を図ります。④担い手確保に向けた支援活動についてです。担い手、後継者の掘り起こしは農業委員・農地利用最適化推進委員が情報収集し、確保に努めます。また、集落営農組織の法人化に向けた取り組みを支援いたします。⑤広報・啓発活動についてです。市広報誌・農業委員会だより等で、遊休農地の解消に向けた理解・協力を求めます。⑥農地基本台帳の整備を行います。続いて、13ページをご覧ください。4. 年間活動スケジュールについてです。農家相談会は毎月、役員会は随時開催いたします。転用等にかかる現地調査は毎月、申請のあった地区の委員に確認をいただいています。定例総会につきましても、かつこ書きの日程を予定しています。6月と10月に、農地利用最適化に関する意見を提出する予定ですので、今年も委員にご意見・ご要望いただく予定です。11月には、コロナウイルスの状況が改善されれば、県外先進地視察研修を予定しています。また、右端の縦の行は、農地パトロール、利用意向調査の活動予定について載せています。以上で、令和3年度の事業計画（案）についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第2号の説明が終わりました。ただ今の説明に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特に、無いようですので、議案第2号は、原案通り承認することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） ご異議なしと認め、議案第2号は、原案の通り承認することに決定いたしました。承認されましたので、（案）を消してください。

最後に、議案第3号「別段面積について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いいたします。

●事務局長（小西裕幸君） 失礼します。議案第3号の「別段面積（下限面積）」について、議案書の15ペ

ージをお開きください。まず、下限面積とは、農地法の許可要件の一つとして規定されているもので、農地の権利を取得するには、一定規模以上の農地経営面積を持っていなければならないとするものです。これは1の説明にもあります通り、経営面積が余りに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続しておこなわれないことが想定されるため、許可後の経営面積が都府県では、50アール以上にならないと許可できないとされています。また、農業委員会は、「農業委員会の適正な事務の実施について」の農水省通知に基づきまして、毎年、下限面積の設定又は修正を検討いたしまして、その結果を市のホームページ等で公表することとなっています。本市農業委員会では、平成25年度に、島しょ部を除く地域で、40アールから30アールに下限面積を引き下げまして、それ以降も、農水省通知に従って、毎年検討しています。そこで、今年度も下限面積の維持または変更について、ご意見をいただきたいと思います。15ページの3.面積設定の判断基準の項目ですけれど、下限面積を設定する基準が示されています。法定の50アールでは、地域の実情に適さないと判断される場合には、農地法施行規則第17条1項の基準を使います。ポイントは、③の「設定面積は、設定区域内で耕作に供している者の数が、当該設定区域内で耕作に供している者の総数の概ね100分の40を下らないこと」つまり、概ね4割の人が耕作している面積を基準にするということとなっています。次に、16ページになります。農地法施行規則第17条第2項基準というのがあります。こちらの方は、島しょ部のように高齢化等によりまして、農地の遊休化が深刻な状況で、特に新規就農者等を促進しなければならない場合であります。丸亀市では、島しょ部は10アールに設定しています。次に、4.設定方法につきましては、農林業センサスの統計数字を活用する場合と農地基本台帳を活用する2つの方法があることを書いています。そこで、見直しの参考資料といたしまして、用意したのが、議案第3号資料であります。簡単に資料の見方を説明いたします。1ページ目の資料データ1の、「農家経営面積集計表」につきましては、農家所在別に大きく5つに分けたものです。ここでは、平均経営面積が、概ね、旧丸亀が3反、綾歌が5反5畝弱、飯山5反3畝であることがわかります。2ページ目の資料データ2の「農地基本台帳保有データに基づく経営面積10アール刻みの農家数」は、農業委員会の台帳を基に算出しています。見方といたしましては、経営規模面積10アール刻みで区分し、各該当する農家数を把握した上で、設定する面積区分の累計農家数が、全体の何割を占めるかを表したものです。そこで、一番下の丸亀市全体の欄をご覧ください。経営規模30アール未満の累計は62.3%、その左の20アールでも52.2%あります。ただし、綾歌町につきましては、30アールの欄が40%代であり、30アールが概ね4割の人が耕作している面積となります。先ほどの面積設定の判断基準の第1項の判断基準③に該当いたします。また、あまり下限面積を小さくすると、農地の所有権移転が小面積で行われることとなりますので、生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行うことが難しくなる可能性があります。その他、参考に資料デー

タ3の経営規模別農家数（島しょ部を含む）、資料データ4の「県内市町の下限面積（別段面積）の設定状況」を添付しています。以上で、議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

●会長（松岡繁君） 議案第3号の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 特にないようなので、議案第3号「別段面積（下限面積）の見直し」について、採決を行います。

「丸亀市の農地等権利移動の制限に関して、農地法第3条第2項第5号及び農地法施行規則第17条第1項の規定に基づき、陸地法の別段面積（下限面積）を30アールとし、また、島しょ部については、農地法施行規則第17条第2項の規定に基づき、10アールとして、変更は行わない。」

このことに賛成の方は、挙手をお願いします。

全員ご賛成いただきました。賛成多数ですので、議案第3号別段面積（下限面積）について、農地法第3条第2項第5号に定める別段面積（下限面積）は、変更せず、陸地部は30アール、また、島しょ部においては、10アールといたします。なお、先ほど、事務局の説明にもありました通り、この結果は市農業委員会のホームページ等で公表をいたします。

以上で議案1号から3号までの審議は終わりました。続きまして、お手元の資料等によりまして、報告事項に移ります。報告第1号について、一括して事務局から説明をお願いします。

●事務局長（小西裕幸君） 総会議案書の17ページをお開きください。報告第1号「令和3年度丸亀市農業委員会予算」について、簡単に説明いたします。

農業委員会の事業予算につきましては、30,253千円で、前年比2,211千円の減となっております。減額理由は、昨年度は7月に役員改選がありまして、腕章や帽子、研修テキストなど、新委員のための準備物の予算を計上していたことと、これまで中讃広域事務組合に委託して管理していた農地台帳システムの負担金が、昨年度から、農地情報管理システムフェーズⅡという新システムに変更になり、委託業務が減ったことにより、負担金額が減額となったためであります。詳細は表の右端の「主な事業の内容」をご覧ください。以上で、農業委員会に関する令和3年度予算の概要説明を終わります。

●会長（松岡繁君） 報告事項の説明が終わりました。ご質問等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松岡繁君） 他にありませんか。

●事務局長（小西裕幸君） ありません。

●会長（松岡繁君） ないようですので、これもちまして、すべての議事が終了いたしました。皆様のご協力により、総会がつつがなく終了しました。厚くお礼を申し上げます。以上もちまして、令和3年度丸亀市農業委員会通常総会を閉会いたします。長時間のご審議、ありがとうございました。

●事務局長（小西裕幸君） 9時50分から次の定例総会始めます。

（午前9時47分終了）